

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー  
発電設備設置事業との調和条例  
《 手続きの手引き 》

令和7年4月  
佐野市 環境政策課

## 目次

1. 佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例について	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区	2
3. 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き	3
(1) 事前協議の手続き	4
(2) 近隣住民協議の手続き	7
(3) 許可申請の手続き	8
4. 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準	10
5. 事業計画の変更等の手続き	14
6. 完了の手続き	15
7. 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し	15
8. 是正勧告・措置命令等	15
9. 届出について	16

## 1.佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例について

### 【理念・目的】

本市の美しい自然環境及び景観を維持し、並びに安全で安心な生活環境の保全を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めました。

※ 平成30年7月1日施行(許可に該当する事業については、同年10月1日施行)

### 【許可を必要とする事業】

保全地区を含む事業、または事業面積が50,000㎡以上の事業については、許可制です。保全地区を含まず事業面積が500㎡以上50,000㎡未満の設置事業は届出制です。届出については、16ページを参照してください。

※ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業は対象外です。

### 【条例における用語の説明】

再生可能エネルギー 発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
設置事業	市の区域内において再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(造成工事(木竹の伐採、切土、盛土等をいう。以下同じ。)を含む。)をいう。
設置事業者	設置事業を計画し、これを実施する者をいう。
事業区域	設置事業を行う土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
近隣住民	事業区域の境界から50m以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者及び当該設置事業によりこれらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者をいう。
該当町会	佐野市町会設置規則(平成17年佐野市規則第7号)別表に掲げる町会(以下この号において「町会」という。)であって事業区域又は当該事業区域の境界から50m以内の区域を町会が活動する区域に含むもの及び前号の同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む町会をいう。

## 2.再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区

### 【保全地区】

自然環境等の保全と設置事業との調和が特に必要であると認められる地区として、市長が指定した地域をいいます。こちらの地区で設置事業を行う際には、市の許可が必要です。

- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 砂防指定地
- ・ 河川区域、河川保全区域
- ・ 鳥獣保護区
- ・ 良好な住宅地、良好な住環境及び良好な住宅団地としての市街地形成を目指すもの（佐野新都市高萩・越名地区、田沼北地区の一部）
- ・ 国や県、市が指定した史跡、名勝、天然記念物に係る区域
- ・ 県立自然公園の区域
- ・ 県自然環境保全地域
- ・ その他、市長が指定する地区（現状なし。新たに設置する際は、再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴いたうえで指定します）

### 【区域の確認・問合せ先】

設置事業区域が保全地区に含まれるかなどの詳細は、問い合わせ先にてご確認ください。別紙「保全地区確認チェックシート」により確認し、事前協議書若しくは届出と併せて提出してください。

保全地区	問い合わせ先
土砂災害警戒区域	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111
砂防指定地	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111
河川地域、河川保全区域	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111
鳥獣保護区	佐野市役所 農山村振興課 〒327-0398 佐野市田沼町 974-3 電話:0283-61-1163 県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441

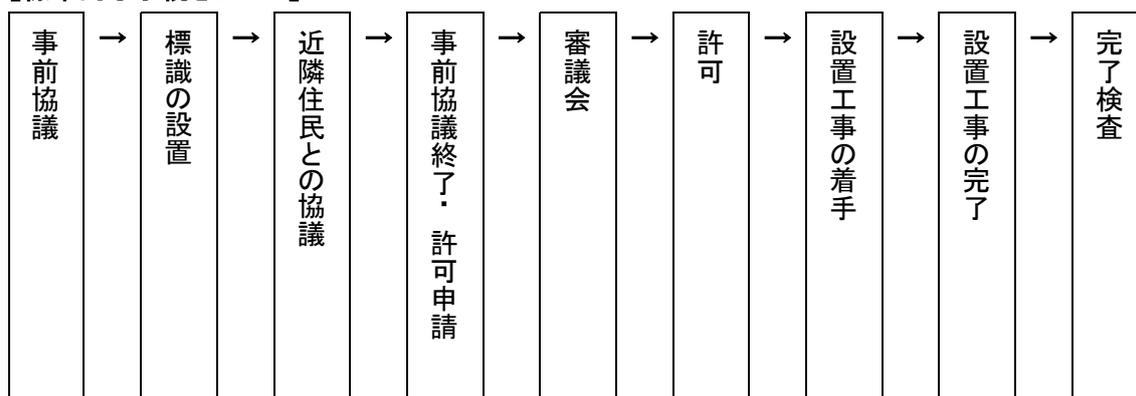
良好な住宅地、良好な住環境及び良好な住宅団地としての市街地形成を目指すもの(佐野新都市高萩越名地区、田沼北地区の一部)	佐野市役所 都市計画課 〒327-8501 佐野市高砂町1番地 電話番号:0283-20-3100
国や県、市が指定した史跡、名勝、天然記念物に係る区域	佐野市役所 文化財課 〒327-8501 佐野市高砂町1番地 電話番号:0283-25-8520
県立自然公園の区域	県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441
県自然環境保全地域	県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441
その他、市長が指定する地区	現状なし

### 3.再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

事業者は、保全地区内において、事業を行おうとするときは、事業に関する計画(事業計画)を定め、市長の許可を受けなければなりません。

許可を申請しようとする事業者は、あらかじめ、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置し、近隣住民及び該当町会(以下「近隣住民等」という。)との協議(説明会開催等)をするとともに、市長との事前協議をしなければなりません。

#### 【標準的な手続きフロー】

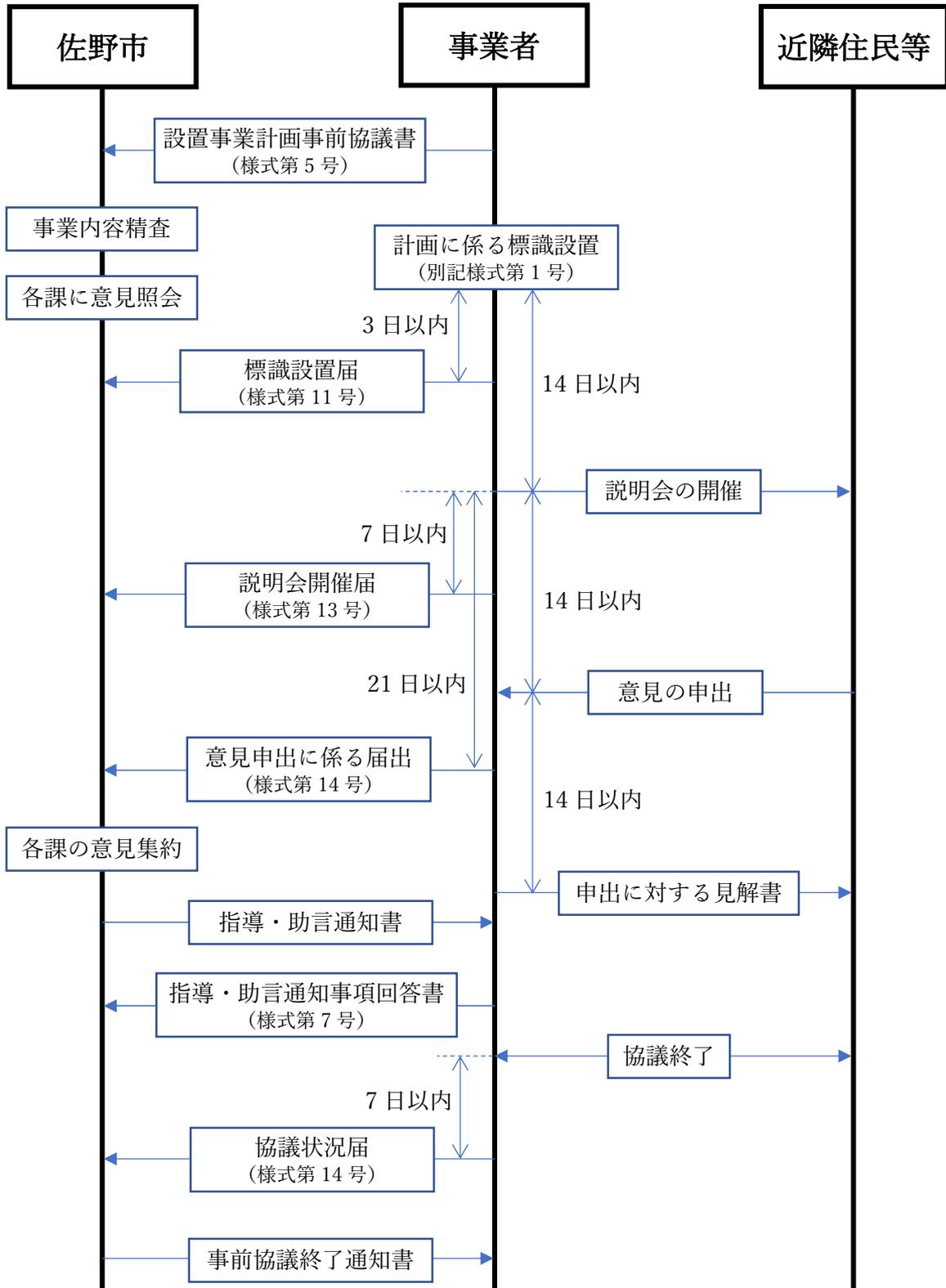


※ 手続きにかかる期間は、事前協議の手続きの進行状況によっては、6ヶ月以上かかることもあります。その期間も考慮して計画をしてください。

**(1) 事前協議の手続き**

事業者から市へ事業計画に係る事前協議書(様式第4号)を提出してください。提出部数は、正本1部、副本1部(CD-ROM等に電子データを入れたものも可)です。

**【事前協議の手続きフロー】**



- ・ 現地調査を実施する場合は、事業者の立会いが必要となる場合があります。
- ・ 関係行政機関、近隣住民等との協議の結果、事前協議指導・助言通知書の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」(様式第8号)を市に提出してください。
- ・ 「事前協議(指導・助言)通知事項回答書」(様式第7号)には、市からの指導・助言に適合していることが確認できる書類を添付してください。
- ・ 回答内容が不十分な場合には、再度の指示または協議取下げを指示することがあります。
- ・ 提出した事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「設置事業計画変更届」(様式第10号)に変更内容が確認できる書類を添付し、市へ提出してください。

#### 【事業計画に係る事前協議書に添付する書類】

図面等の種類	内容	備考
住民票の写しまたは 登記事項証明書	・設置事業者及び工事施工者の住民票の写し (法人の場合は、登記事項証明書)	原本
位置図 (縮尺 1/25,000 以上)	・再生可能エネルギー発電設備の設置位置、方位	
区域図 (縮尺 1/2,500 以上)	・再生可能エネルギー発電設備の設置区域、方位 ・周辺の施設(道路や目標となる施設名)等	
土地の 登記事項証明書	・事業区域内の土地に係るもの	原本(発行後 3カ月以内)
土地所有者一覧	・事業区域内の土地に係るもの (所有者が一人の場合は不要)	
公図	・申請区域を明示(朱枠) ・道路(赤)・水路(青)色塗り ・地目、地積、所有者(申請地)	
土地利用計画平面図	・土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス、 進入口等の位置、形状、寸法 ・変電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域の保全地区の範囲 ・事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・緩衝帯の位置、形状、寸法(1ha 以上の場合) ・その他災害を防止するための施設の位置	
土地求積図 (縮尺 1/1,000 以上)	・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・実測図による三斜法または座標計算を表示	

<p>造成計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上) 及び断面図 (縮尺 1/50 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置</li> <li>・切土、盛土の施工範囲、形状、勾配</li> <li>・排水施設の位置、流下方向</li> <li>・施工前後の地盤面</li> <li>・擁壁の位置、形状、高さ</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	<p>造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画地の現況写真を添付すること。</p>
<p>排水計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上) 及び断面図 (縮尺 1/50 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の種類、位置、寸法(規模)、勾配、流下方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先の位置及び名称</li> </ul>	
<p>擁壁の背面図 及び断面図 (縮尺 1/50 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・水抜き穴の位置、材料および内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
<p>再生可能エネルギー 発電設備の構造図 及び着色した透視図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・変電設備の形状、高さ、寸法</li> <li>・透視図には透視した方向、再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩、事業区域内に設置するフェンス等の色彩を明示</li> </ul>	<p>再生可能エネルギー発電設備、架台、変電設備のカタログ等を添付すること。</p>
<p>事業区域内に設置する 工作物の構造図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul>	<p>工作物のカタログ等を添付すること。</p>
<p>維持管理に係る計画書 (別記様式 3 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備(変電設備等の付属施設を含む)の点検計画(業者、頻度、内容)及び事業区域の管理(管理者、内容)</li> </ul>	
<p>立地に関する概要書 (別記様式第 4 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況</li> </ul>	
<p>設置事業者の資力 及び信用を有する ことを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明(法人税、所得税、市税)</li> <li>・融資証明書または残額証明書</li> <li>・設置工事にかかる資金計画書</li> </ul>	
<p>工事施工者の資力 及び信用を有する ことを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明(法人税、所得税、市税)</li> <li>・再生可能エネルギー設置事業に関する実施経歴書</li> <li>・建設業の許可証の写し</li> <li>・申請予定事業者との契約書の写しまたは見積書</li> </ul>	

<p>その他、市長が必要があると認める図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状(委任者の実印による押印があるもの)、及び、委任者の印鑑証明書 (設置事業者による申請は本人確認書類、及び、申請者との契約書の写し)</li> <li>・境界協定書の写し(事業区域周囲全て)</li> <li>・FIT法に基づく認定通知書の写し、または、売電事業者と買電事業者の契約書の写し</li> <li>・手続きの手引き別紙 保全区域確認チェックシート</li> </ul>	
---------------------------	---	--

- ※ 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記すること。また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。
- ※ 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。既存の資料がない場合や既存の資料が現況と相違する場合は、実地測量を行い、図面を作成すること。

## (2) 近隣住民協議の手続き

### 【近隣住民等との協議にともない市へ提出する報告書等の添付書類】

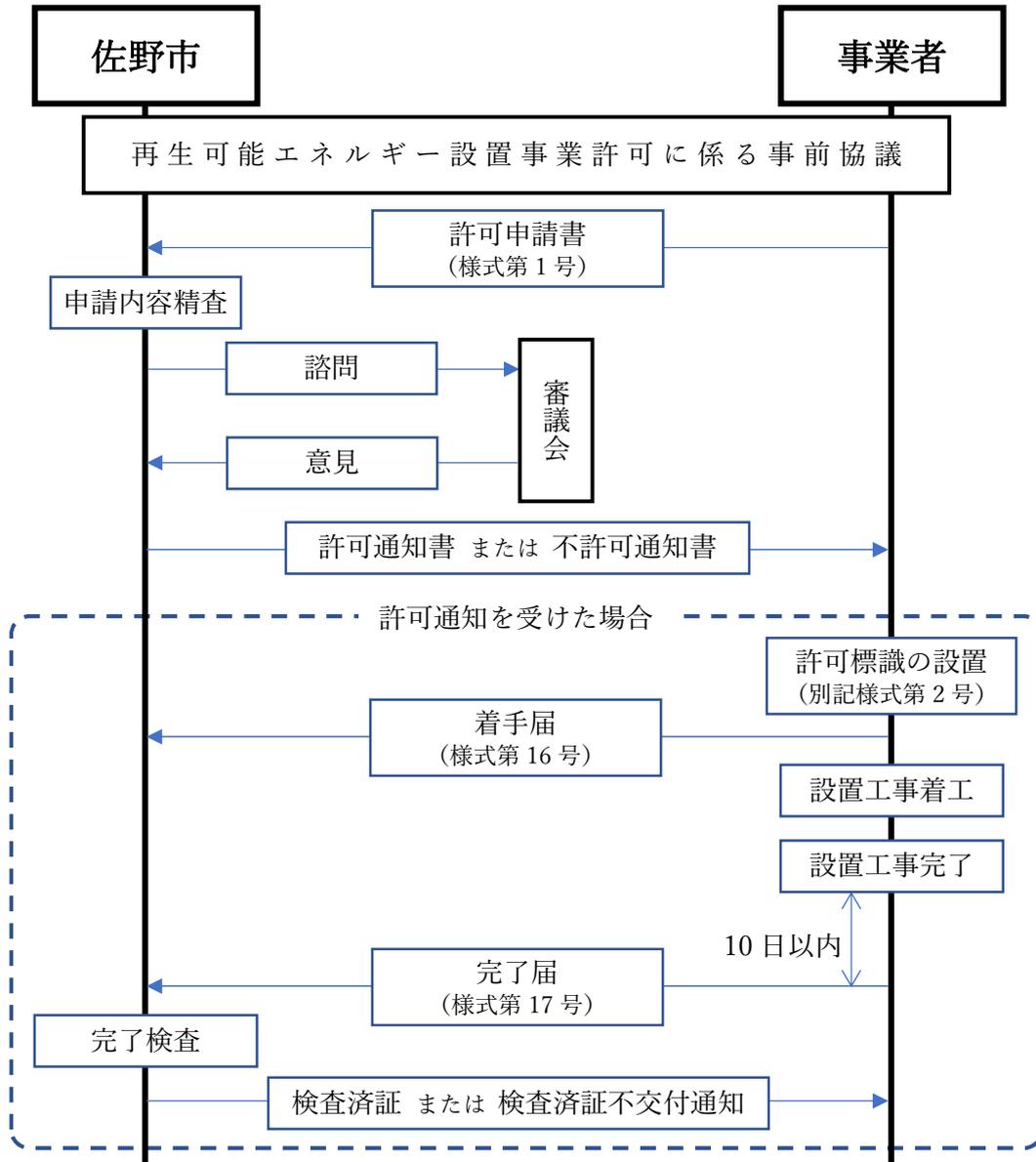
報告書等の種類	添付書類	提出期日
標識設置届(様式第 11 号)	1. 標識設置場所が明示された図面 2. 設置状況と記載内容が分かる写真	設置後 3 日以内
説明会開催届(様式第 13 号)	1. 説明会で配布した資料 2. その他市長が必要と認める書類	開催後 7 日以内
意見の申出があった旨の届出書(様式第 14 号)	1. 提出された申出書の写し	説明会開催日から 21 日以内
協議状況届(様式第 15 号)	1. 申出者に提出した見解書の写し	協議終了日から 7 日以内

- ※ 計画に係る標識の設置については、「再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ」(別記様式第1号)を、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。
- ※ 標識の設置後14日以内に近隣住民等へ事業計画の説明会を開催してください。説明会では事業計画と併せて、説明会開催日から14日以内に近隣住民等からの意見を書面により申し出ることができることを説明してください。
- ※ 近隣住民等から意見があった場合は、14日以内に意見の申出者に見解を示した書類を提出するとともに内容を協議し、十分に理解を得られるよう努めてください。協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

### (3) 許可申請の手続き

市へ事業計画の許可申請書(様式第1号)を提出してください。提出部数は、正本1部、副本2部(CD-ROM等に電子データを入れたものも可)です。また、本条例における許可申請を行う際は、1件につき手数料がかかります(条例第34条)。

#### 【許可申請から完了までの手続きフロー】



※ 審議会は、年4回(5月下旬、8月下旬、11月下旬、2月下旬)の開催を予定しています。開催月の10日までに許可申請のあったものを審議会に諮る予定です。

※ 不許可の場合は、不許可通知書(様式第23号)を交付します。

※ 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証不交付通知書(様式第19号)を交付します。

※ 許可を受けた発電設備の設置を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所と時間を定め、市長に提出した書類の写しを近隣住民、利害関係者等に閲覧させてください。

**【新規申請手数料】**

事業区域の面積	0.1ha 未満	13,000 円
	0.1ha 以上 0.6ha 未満	30,000 円
	0.6ha 以上 1ha 未満	65,000 円
	1ha 以上 3ha 未満	120,000 円
	3ha 以上 6ha 未満	200,000 円
	6ha 以上 10ha 未満	340,000 円
	10ha 以上	480,000 円

**【変更申請手数料】(変更許可の手続きについては、14ページを参照してください。)**

(ア) 事業区域の面積の変更を伴わない変更許可の申請

新規申請手数料の規定により算定した額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 事業区域の面積の増加を伴う変更許可の申請

変更前の事業区域の面積について新規申請手数料の規定を適用して算定した額と、変更により増加する事業区域の面積について(ア)の規定を適用して算定した額とを合算した額。ただし、その額が48万円を超える場合は、48万円とする。

(ウ) 事業区域の面積の減少を伴う変更許可の申請

変更後の事業区域の面積について(イ)の規定を適用して算定した額

※手数料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き還付しません。

**【再生可能エネルギー発電設備設置許可申請書等の添付書類】**

届出書等の種類	添付書類	提出期日
設置事業許可申請書 (様式第1号)	1.設置事業計画事前協議事前協議書の添付書類全て (添付書類は全て原本とする。ただし、事前協議終了直後の審議会に諮る場合には事前協議書に添付したものの写しでも可とする) 2.事前協議終了通知書の写し 3.他法令の手続きが完了していることが分かる書類 (受理印の押印等がある他法令の申請書の写し、または、届出書の写し等)	事前協議終了後 1年以内
設置事業着手届 (様式第16号)	1.許可通知書の写し 2.許可標識を設置した場所が明示された図面 3.許可標識の設置状況、記載内容が分かる写真等	工事着手前まで
設置事業完了(廃止)届 (様式第17号)	1.工事写真(各工程写真) 2.工事完了状況が確認できる全景写真 3.事業区域の位置を示す図面及び境界杭の写真 4.標識の写真(許可の標識、FIT法で定める標識)	工事完了日から 10日以内

#### 4.再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

- 事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして次の基準に適合していること。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講ぜられていること。
- (2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

※（唐沢山鳥獣保護区）

唐沢山鳥獣保護区は森林鳥獣保護区として区分されており、キビタキ、オオルリ、ヤマガラ等の森林性の鳥類、キツネ、タヌキ等の獣類といった多様な鳥獣類が生息しています。また、栃木県版レッドリストに掲載されているアナグマ、ミゾゴイ、ハチクマ、オオタカ等の希少種の生息確認がされています。

設置工事において、こういった生物の生育環境を阻害することが無いよう、設置工事の際は必要最低限であること、また、設置工事・発電事業を実施している際に、鳥獣が事故にあうことが無いよう交通、フェンスの設置等に留意してください。

このほか、市内には、須花坂公園、根古屋森林公園、三毳山、岩崎、城山の鳥獣保護区があります。

- 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして次の基準に適合していること。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に次の緩衝帯が設けられていること。

事業区域の面積	緩衝帯の幅
10,000㎡以上15,000㎡未満	4m
15,000㎡以上50,000㎡未満	5m
50,000㎡以上150,000㎡未満	10m
150,000㎡以上250,000㎡未満	15m
250,000㎡以上	20m

- (3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等から見えないよう低木、目隠しとなるフェンス等が設置されていること。

※ 再生可能エネルギー発電設備を設置することで、周囲の景観が著しく変化することが無いよう留意してください。特に、近隣住民等との協議時に意見があった際は対応してください。

● 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこととして次の基準に適合していること。

- (1) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
- (2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
- (3) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。

● 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他の関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び次の基準に適合していること。

- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準に適合する擁壁が設置されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条に掲げる基準及び市長が別に定める基準に適合していること。

● 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び次の基準に適合していること。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項に掲げる基準に適合していること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

○下水道法施行令（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
- イ) もつぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
  - ロ) 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
  - ハ) 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条（擁壁の設置に関する技術的基準）

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
  - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

※ 計画雨水量の算定は、原則として流出係数0.9（屋根）を使用してください。

※ 浸透施設の計画地点において、次のとおり土壤調査等を実施のうえ、設計を行ってください。

- ・ 土質調査等による地下水位が、浸透面から原則として0.5m以上下位に位置すること。
- ・ 浸透施設は、原則として無蓋とすること。
- ・ 適切な安全率を用いて、設計すること。
- ・ 浸透施設の容量は、5年確立以上の降雨強度式により算定すること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸透層の設置位置は、浸透部において、隣地境界線から原則として2 m以上の距離を確保すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び次の基準に適合していること。</b></li> </ul>
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。</li> <li>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう段切りその他の措置が講ぜられていること。</li> <li>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講ぜられていること。</li> <li>(4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。</li> </ol>
<p>※ 事業区域を確認するため、境界確定と測量が必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないこととして次の基準に適合していること。</b></li> </ul>
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域が接する部分について4メートル以上の幅員が確保されていること。</li> <li>(2) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講ぜられていること。</li> </ol>
<p>※ 幅員が4 mに満たない場合、当該道路が接する部分については、交通が容易になるよう4 mの幅員を確保してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして次の基準に適合していること。</b></li> </ul>
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、再生可能エネルギー発電設備から太陽光の反射が発生する場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講ぜられていること。</li> <li>(2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。</li> <li>(3) 設置事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。</li> <li>(4) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</li> <li>(5) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めるものであること。</li> </ol>

<p>(6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。</p> <p>※ 反射光や騒音については、近隣住民等との説明会で十分に説明し、事前に理解を得てください。</p> <p>※ 維持管理を適正に実施するのはもちろん、異常発生時には迅速かつ適切に対応してください。</p> <p>※ 設置工事の際、交通量の多い時間帯及び児童・生徒の登下校時間に配慮してください。</p>
<p>● 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。</p>
<p>● 市の環境に関する計画、景観に関する計画、都市計画に関する計画その他の計画に適合していること。</p>
<p>● 近隣住民等への説明会及び協議を適切に実施していること。</p>

### 5.事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続き（事前協議の手続きを含む）が必要になる場合がありますので、環境政策課にご相談ください。

※ 軽微な変更以外は変更許可等の手続きが必要になります。また、軽微な変更の際は届出が必要になります。軽微な変更とは、次の内容になります。

- ・許可事業者の氏名又は住所の変更
- ・工事施工者の氏名又は住所の変更
- ・同種・同規模・同用途である発電設備の型番等の変更

#### 【事業計画の変更届等の添付書類】

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届 （様式第10号）	1.変更内容が確認できる図書等 （変更前後の内容が確認できるもの）	
標識設置変更届 （様式第12号）	1.標識を設置した場所が明示された図面 2.標識の設置状況、記載内容が分かる写真等	標識の設置日から 3日以内
事前協議取下書 （様式第8号）		

#### 【許可申請における変更申請書の添付書類】

変更許可書等の種類	添付書類	備考
設置事業変更許可申請書 （様式第22号）	1.変更内容が確認できる図書 （変更前後の内容が確認できるもの）	正本1部、副本1部 手数料は9ページを 参照

## 6.完了(廃止)の手続き

事業を完了廃止したときは、次の関係書類を添えて届出てください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業完了(廃止)届 (様式第19号)	1.工事写真(各工程写真) 2.工事完了(廃止)状況が確認できる写真 3.事業区域の位置を示す図面 4.土地利用計画平面図	事業完了(廃止)日から 10日以内

※ 事業の廃止にあたっては、廃止後に周辺に影響が出ないように計画してください。

## 7.再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が次の内容に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可または変更許可を取得したとき。
- (2) 許可取得後、1年以上事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受けた事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (4) 許可要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 市からの是正措置命令に違反したとき。

## 8.是正勧告・措置命令等

許可を受けた事業が次の内容に該当する場合は、市から是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可または変更許可の事業計画どおりに事業を行っていないとき。
- (3) 許可または変更許可の規定に違反したとき。(無許可で計画を変更)

次の①～⑤の事項に該当する場合は、事業者の住所、氏名及びその違反事実を公表します。

- ① 上記(1)から(3)の措置命令に従わないとき。
- ② この条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- ③ 事業計画変更に係る変更許可申請を行わなかったとき。
- ④ この条例に基づく許可を取り消されたとき。
- ⑤ この条例に基づく許可を受けずに事業を行ったとき。

## 9.届出について

保全地区を含まず事業面積が500㎡以上50,000㎡未満の事業は届出制です。事業者は、事業開始30日前までに、設置事業届出書(様式第24号)及び本手引き別紙「保全地区確認チェックシート」を提出してください。

### 【設置事業届出書に添付する書類】

図面等の種類	内容	備考
位置図 (縮尺 1/25,000 以上)	・再生可能エネルギー発電設備の設置位置、方位	
区域図 (縮尺 1/2,500 以上)	・再生可能エネルギー発電設備の設置区域、方位 ・周辺の施設(道路や目標となる施設名)等	
土地の 登記事項証明書	・事業区域内の土地に係るもの	原本(発行後 3カ月以内)
土地所有者一覧	・事業区域内の土地に係るもの (所有者が一人の場合は不要)	
公図	・申請区域を明示(朱枠) ・道路(赤)・水路(青)色塗り ・地目、地積、所有者(申請地)	
土地利用計画平面図	・土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス、 進入口等の位置、形状、寸法 ・変電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域周辺の保全地区 ・事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置	
土地求積図 (縮尺 1/1,000 以上)	・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・実測図による三斜法または座標計算を表示	

<p>造成計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上) 及び断面図 (縮尺 1/50 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置</li> <li>・切土、盛土の施工範囲、形状、勾配・排水施設の位置、流下方向</li> <li>・施工前後の地盤面</li> <li>・擁壁の位置、形状、高さ</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	<p>造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画地の現況写真を添付すること。</p>
<p>再生可能エネルギー発電設備の構造図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・変電設備の形状、高さ、寸法</li> </ul>	<p>再生可能エネルギー発電設備、架台、変電設備のカタログ等を添付すること。</p>
<p>事業区域内に設置する工作物の構造図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul>	<p>工作物のカタログ等を添付すること。</p>
<p>その他、市長が必要があると認める図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状 (設置事業者による申請は本人確認書類の写し)</li> <li>・手続きの手引き別紙 保全区域確認チェックシート (保全区域に該当しない事を確認済であるもの)</li> </ul>	

※ 届出をした事業計画等に変更が生じた場合は、設置事業変更届出書(様式第25号)に変更した内容が確認できる書類を添付して提出してください。

**【問合せ先】**

佐野市 市民生活部 環境政策課

TEL:0283-20-3013

FAX:0283-22-3593

別紙

保全地区確認チェックシート

保全地区	該当	問合わせ先	備考(担当者名等)
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111	
砂防指定地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111	
河川地域、河川保全区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	安足土木事務所 保全第二部 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-24-3111	
鳥獣保護区	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	佐野市役所 農山村振興課 〒327-0398 佐野市田沼町 974-3 電話:0283-61-1163 県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441	
良好な住宅地、良好な住環境 及び良好な住宅団地としての 市街地形成を目指すもの(佐野 新都市高萩越名地区、田沼北 地区の一部)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	佐野市役所 都市計画課 〒327-8501 佐野市高砂町1番地 電話番号:0283-20-3100	
国や県、市が指定した史跡、名 勝、天然記念物に係る区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	佐野市役所 文化財課 〒327-8501 佐野市高砂町1番地 電話番号:0283-25-8520	
県立自然公園の区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441	
県自然環境保全地域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	県南環境森林事務所 環境企画課 〒327-8503 栃木県佐野市堀米町 607 電話:0283-23-1441	
その他、市長が指定する地区		現状なし	

※ 事前協議書若しくは設置事業届出書と併せて提出してください。

【再生可能エネルギー発電設備設置事業の計画に係る佐野市の事前相談先(項目別)】

内容	相談先
都市計画区域内:1ha 都市計画区域外:5,000 m <sup>2</sup> 以上 の土地を利用する事業	政策調整課(市役所4階) 電話:0283-20-3000
土砂の搬入など	環境政策課(みかもクリーンセンター) 電話:0283-20-3013
開発行為、景観など ※開発行為に当たらない旨の判断が必要なため、 必ず確認をお願いします。	都市計画課(市役所5階) 電話:0283-20-3100
建築物、建築確認など ※建築物に当たらない旨の判断が必要なため、 必ず確認をお願いします。	建築指導課(市役所5階) 電話:0283-20-3104
進入路など	道路河川課(市役所5階) 電話:0283-20-3102
下水道の関係	下水道課(佐野市水処理センター) 電話:0283-23-1120
上水道の関係	水道課(佐野市上下水道局) 電話:0283-22-1696
農地での事業など	農政課(市役所3階) 電話:0283-20-3043
農地の転用など ※農地の場合、必ず確認をお願いします。	農業委員会(市役所3階) 電話:0283-20-3059
森林の伐採、鳥獣保護区など	農山村振興課(田沼行政センター2階) 電話:0283-61-1163
埋蔵文化財など	文化財課(市役所5階) 電話:0283-25-8520
出力 50 キロワット以上、蓄電池の設置など(佐野市火災予防条例)	所管の消防署(または分署) 次ページに記載の管轄区域に従ってお問い合わせください。

※条例の手続きと合わせて、事前に関係各課等へ必要な手続きの確認をお願いします。

各消防署(分署)の所管区域一覧

名称	管轄区域
<p>東消防署 0283-23-0119</p>	<p>久保町 相生町 高砂町 万町 伊賀町 本町 大蔵町 朝日町 大町 大橋町 天明町 大和町 亀井町 金屋下町 金屋仲町 金井上町 大祝町 金吹町 若松町 天神町 上台町 七軒町 植野町 植上町 寺中町 植下町 若宮上町 若宮下町 伊保内町 大古屋町 庚申塚町 田島町 赤坂町 君田町 船津川町 飯田町 馬門町 高山町 高萩町 北茂呂町 茂呂山町 越名町 犬伏上町 犬伏中町 犬伏下町 犬伏新町 米山南町 関川町 町谷町 伊勢山町 葦川町 富士町 大栗町 富岡町 浅沼町 栄町 西浦町 鐙塚町 黒袴町 堀米町 奈良淵町 田之入町</p>
<p>西消防署 0283-25-0119</p>	<p>並木町 免鳥町 小中町 村上町 上羽田町 下羽田町 高橋町 赤見町 石塚町 出流原町 寺久保町 小見町 吉水町 新吉水町 吉水駅前一丁目 吉水駅前二丁目 吉水駅前三丁目 戸奈良町 山形町 梅園町 閑馬町 下彦間町 飛駒町</p>
<p>北分署 0283-62-0119</p>	<p>田沼町 栃本町 多田町 山越町 戸室町 岩崎町 船越町 御神楽町 長谷場町 白岩町 作原町 葛生東一丁目 葛生東二丁目 葛生東三丁目 葛生西一丁目 葛生西二丁目 葛生西三丁目 宮下町 築地町 鉢木町 富士見町 長坂町 嘉多山町 あくと町 中町 山菅町 会沢町 豊代町 牧町 仙波町 柿平町 水木町 秋山町</p>